

建設工事におけるオンライン電子納品に関する特記仕様書

1 定義

オンライン電子納品とは、成果品データの電子媒体による納品に替えて、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いて成果品データを登録することで納品を行うことをいう。

2 適用

情報共有システムを活用した場合は、情報共有システム内の電子データも本システム登録の適用とする。

3 利用システム

オンライン電子納品は、以下のシステム（以下、「オンライン電子納品システム」という。）により実施する。

利用システム：MyCityConstruction URL：https://mycityconstruction.jp/

4 積算の取扱い

令和7年度発注におけるオンライン電子納品システムの登録に要する費用について、令和7年度内に納品するものは、登録料は発生しない。

令和8年度以降に納品するものについては、登録料が発生するため、以下のとおりとする。なお、既契約案件で令和8年度以降に納品するものについては、登録料は発生しない。

令和8年度納品	計上方法
土木	技術管理費に含む
建築	工事費内訳にて別途積上

5 データの取扱い

オンライン電子納品の電子成果品については、原則「非公開」の設定を基本とする。

6 オンライン電子納品に関する事項

実施にあたっては、「オンライン電子納品の運用に関する事項」による。

（「オンライン電子納品の運用に関する事項」掲載場所）

市ホームページ>しごと・産業>公共事業の技術政策>電子納品